

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成27年7月4日 22時40分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬 ^{ぼくち} 北北西方沖 博奕岬灯台から真方位021° 1,130m付近 (概位 北緯35° 33.5′ 東経135° 20.8′)
事故の概要	遊漁船 ^{おおつか} 大塚丸は、帰航中、定置網に乗り揚げた。 大塚丸は、プロペラに曲損を、定置網はロープの切断等をそれぞれ生じた。
事故調査の経過	平成27年8月5日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 大塚丸、5トン未満（長さ10.92m） 251-12146 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 定置網 垣網のロープの切断及び浮子に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 2、視程 約150m 海象：潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗船させ、釣り場から京都府舞鶴港に帰港しようとして約10ノットの対地速力で南西進中、折からのしゅう雨で視界が制限され、‘博奕岬北方にある定置網（以下「本件定置網」という。）に設置されている緑灯’（以下「本件緑灯」という。）が見えにくくなった。 本船は、同じ針路及び速力で航行中、本件定置網に乗り揚げた。 船長は、本事故発生場所付近の航行経験が、月2～3回で約30年あり、いつも、本件緑灯から約100m西方へ離して航行していた。 船長は、しゅう雨で視界が悪くなったものの、本件緑灯の場所が入力されたGPSプロッターを使用せず、目視で航行した。
分析	本船は、船長が、しゅう雨の中を航行中、視界が悪化して本件緑灯が見えにくくなったものの、本件緑灯の場所が入力されたGPSプロッターを利用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件定置網に気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、しゅう雨の中を航行中、本件緑灯の場所が入力されたGPSプロッターを利用して船位の確認を適切に行っていなかったため、本件定置網に気付かず、本船が本件定置網に乗り揚

	げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中、視界の悪いときは、GPSプロッターを適切に利用するなど、船位の確認を適切に行うこと。